

抽出案件回答用紙

令和3年7月6日

市川市財政部契約課 皆田・山口宛 (FAX 047-712-8757)

氏名 川村 延彦

令和3年度第1回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

<input checked="" type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 委託 No.	32	<input type="checkbox"/> 工事 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 No.	3
--	----	--	---

(選んだ理由をご記入ください)

No. (32)

「一般競争入札」で、再度入札が実施されて、(株)サンエス設備が落札業者(以下、甲社という)と決定された案件である。1回目入札期日(令和2年10月15日)では、(株)サンエス設備(以下、甲社という)以外に他に2社が参加していたが、いずれも予定価格を超えた入札額のため、2回目入札(令和2年10月19日)が実施されている。同入札期日は、甲社以外の2業者はいずれも「辞退」(未入札含む)のため、全く競争性がなくなり甲社のみが予定価格の98.67%の率で落札者となっている。本件は、「審議対象案件」一覧の「備考」の記載によると「令和2年8月19日公告不調」との理由で再度入札が実施されている。「公告不調」の理由は何か。第1回目入札参加者が「辞退」した理由につき(競争性確認等のため)ヒアリングは実施したのか。入札期日の実施の経緯について説明願いたい。

No. (3)

入札参加業者が 10 社の「土木設計コンサルタント」委託の案件であるが、上位 3 業者（京葉シビル、東海コンサル、日本インシーク）が対予定価格率がいずれも 79.49% で同額のため「電子くじ」により決定されている。入札の種類が「事後審査型一般競争入札」とされているが「事後審査型」（資格の審査を入札執行後に行う）とされた理由を知りたい。「事後審査」の具体的手順等と No.4 の委託案件の落札金額が低いのに同案が事後審査型ではなく「一般競争入札」されたのは参加業数（No.4 の案件では実質的には(株)オリエンタルコンサルタンツ 1 社のみ）のためか。「事後審査型」の選択基準はあるのか知りたい。

回答用紙

件名 市川市本行徳公民館受水槽改修工事

整理番号 工事 32

回答 設計監理課

(審議案件抽出理由)

1. 「一般競争入札」で、再度入札が実施されて、(株)サンエス設備が落札業者（以下、甲社という）と決定された案件である。1回目入札期日（令和2年10月15日）では、(株)サンエス設備（以下、甲社という）以外に他に2社が参加していたが、いずれも予定価格を超えた入札額のため、2回目入札（令和2年10月19日）が実施されている。同入札期日は、甲社以外の2業者はいずれも「辞退」（未入札含む）のため、全く競争性がなくなり甲社のみが予定価格の98.67%の率で落札者となっている。本件は、「審議対象案件」一覧の「備考」の記載によると「令和2年8月19日公告不調」との理由で再度入札が実施されている。「公告不調」の理由は何か。

2. 第1回目入札参加者が「辞退」した理由につき（競争性確認等のため）ヒアリングは実施したのか。入札期日の実施の経緯について説明願いたい。

(回答)

1. 不調の原因としては、本工事では受水槽の既設基礎を再利用する設計でしたが、競争参加者が設計内容を誤認（基礎を新設する等）しかねない表現が設計図書にあったため、予定価格を超過した可能性がある」と推測いたしました。そのため、再度公告の際には当該箇所の表現の修正を含め、設計内容の見直しを行いました。

2. 本件について、入札参加者の辞退した理由に関するヒアリングは実施しておりません。

本工事の開札の経緯としましては、令和2年8月19日に公告を行い、令和2年9月10日に一回目の開札を行いました。入札参加は5社、辞退が1社で、予定価格範囲内の入札が無く、再度入札となりました。その後、令和2年9月14日に再度入札を行い、入札参加は2社、辞退が3社でしたが、予定価格範囲内の入札が無く、不調となりました。

令和2年10月15日に再度公告による一回目の開札を行い、入札参加は4社、辞退が1社で、予定価格範囲内の入札が無く、再度入札となりました。その後、令和2年10月19日に再度入札を行い、入札参加は1社、辞退が3社で、予定価格の98.67%の率で(株)サンエス設備が落札となりました。

回答用紙

件名 公共下水道管路施設改築実施設計業務委託（R0201）

整理番号 委託 3

回答 契約課

（審議案件抽出理由）

入札参加業者が 10 社の「土木設計コンサルタント」委託の案件であるが、上位 3 業者（京葉シビル、東海コンサル、日本インシーク）が対予定価格率がいずれも 79.49%で同額のため「電子くじ」により決定されている。入札の種類が「事後審査型一般競争入札」とされているが「事後審査型」（資格の審査を入札執行後に行う）とされた理由を知りたい。「事後審査」の具体的手順等とNo.4 の委託案件の落札金額が低いのに同案が事後審査型ではなく「一般競争入札」されたのは参加業数（No.4 の案件では実質的には(株)オリエンタルコンサルタンツ 1 社のみ）のためか。「事後審査型」の選択基準はあるのか知りたい。

（回答）

本件において事後審査型一般競争入札とした理由といたしましては、事後審査型一般競争入札につきまして、「市川市事後審査型一般競争入札実施要領」にて「1 件当たりの設計金額が 50 万円を超える建設工事に関連する業務委託のうち、市長が定めるものとする。」と対象と定めております。本件につきましては、設計金額 25,430,000 円の工事に関連する業務委託であることから、事後審査型一般競争入札としたもの

です。

また、事後審査の具体的手順につきましては、公告を行い、公告期間の後に質疑回答を経て、入札書の受付をいたします。

その後、開札を行い、落札候補者を決定し、電子入札システムにより入札に参加した者全員に落札保留の通知をいたします。なお、最低価格申込者が 2 人以上ある場合は電子入札システムにより電子くじを実施し、落札候補者を決定いたします。

開札後は落札候補者に対し、落札候補者となった旨を速やかに連絡し、該当する案件の公告に示す入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」といいます。）の提出を求め、入札参加資格の審査を行います。ただし、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしていない場合は、次順位者から確認書類等の提出を求め、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで審査を行います。

審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていると判断したときは、当該落札候補者を落札者に決定いたします。なお、入札参加資格要件を満たしていないと判断した場合は、その旨を事後審査型一般競争入札参加不適合通知書により当該落札候補者に通知するものとしております。

No.4 の案件につきましては、市川市事後審査型一般競争入札実施要領第 3 条に規定する事後審査型入札の対象となりうる案件ではあります

が、本件がこども施設やスポーツ施設等を含む市民の憩いの場を新たに設置する大型事業「市川市地域コミュニティゾーン整備事業」の一端を担っていることから、本件が仮に入札不調となった場合には、事業全体への影響を最小限に抑える必要があるため、再公告に向けて迅速な対応が求められることとなります。

そのような特殊性を鑑み、本件については、申請者無しによる不調の確定がいち早く可能である通常の工事案件と同様の一般競争入札を採用したものです。

事後審査型一般競争入札の場合、事前に申請するという制度ではないため、実際に開札する直前までは申請者の有無が判明いたしません。

しかしながら工事同様の一般競争入札の場合は、公告期間中に同時に申請受付を行うことから、早い段階で申請者の有無の確認が可能となります。

このことから、本件につきましては不調対策として事後審査型一般競争入札から通常の事前審査型の一般競争入札としたものです。

なお、事後審査型一般競争入札の選択基準につきましては、本件のように特殊性のある案件につきましては、個別対応となることもありますが、原則としましては、「市川市事後審査型一般競争入札実施要領」の定めのとおりとなります。

抽出案件回答用紙

令和3年7月6日

市川市財政部契約課 皆田・山口宛 (FAX 047-712-8757)

氏名 染野 光宏

令和3年度第1回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

■工事
□委託
No. 12

■工事
□委託
No. 24

(選んだ理由をご記入ください)

No. (12)

入札が4回不調に終わった経緯について説明願いたい。

随意契約となった工営建設(株)は4回の入札に参加していたのかどうか。参加していた場合、入札金額と随意契約による金額との関係について説明願いたい。

No. (24)

公募型プロポーザルの公告から選考過程及び随意契約の締結までの経緯について説明願いたい。

(公告、実施要領等については市川市ホームページより閲覧できたため、公募から契約締結までの全体的な流れを説明願います。)

回答用紙

件名 市川市立塩浜学園配管撤去及び新設外構工事

整理番号 工事 12

回答 設計監理課

(審議案件抽出理由)

1. 入札が4回不調に終わった経緯について説明願いたい。

2. 随意契約となった工営建設(株)は4回の入札に参加していたのかどうか。もし参加していたのであれば、入札金額と随意契約による金額との関係について説明願いたい。

(回答)

1. 各入札について、工種毎に公共建築工事積算基準、千葉県 of 県土整備部による土木工事関係の積算基準を基に積算を行い、関係各課との協議及び資格審査会に諮ったうえで執行しております。

1回目の入札について、資格要件を管工事、市内、特定Aランクとして公告を行いましたが、令和2年4月28日に行われた入札の結果、入札参加申請のあった1社が「入札辞退」であったため、不調となりました。

2回目の入札について、設計内容は、1回目と変更せずに、積算においては最新単価を適用する修正を行いました。また、資格要件は、

地域要件を全国に拡大して、再度、管工事、全国、特定 A ランクとして公告しました。入札は、令和 2 年 6 月 5 日、及び同月 9 日の再度入札の結果、入札金額が予定価格を上回ったため、不調となりました。
なお、当該 2 回目入札における入札参加業者は、1 社のみでした。

3 回目の入札については、2 回目入札の後に実施した入札内訳書の内容についての業者ヒヤリング結果を基に、施工範囲及び施工方法を再検討し、設計内容を見直したうえで公告しました。その際の資格要件は、工種を管工事、地域要件は市内、特定 A ランクとしたものです。
令和 2 年 7 月 22 日の入札、28 日の再度入札の結果、入札額が予定価格を上回る金額であったため、不調となりました。当該 3 回目入札においても入札参加業者は、1 社のみでした。

4 回目の入札については、改めて業者ヒヤリングを実施し、再度施工範囲及び施工方法等の検討を行い、設計内容を見直しました。また、見直した結果、掘削作業が多いことや、地下水位対策が必要となること等から、工種を土木一式工事とすることが適切であると判断し、積算において、経費率を見直しました。また、工期も延長しました。

資格要件は、工種を土木一式工事、地域要件は準県内、特定 A ランクとして公告しましたが、令和 2 年 11 月 5 日に、入札参加申請業者が無かったため、不調となりました。

2. 4 回の入札すべてにおいて、工営建設（株）は入札に参加していま

せん。

4度にもわたる一般競争入札において、いずれも不調となったこと、
また、業者選定において、本工事は、先行する「市川市塩浜学園外
構・校庭整備工事」と同一の敷地内及び工期の土木一式工事であり、
同じ範囲での掘削等、一部作業には連続性も認められます。さらに、
作業動線等も同一になる等、相互に密接な関わりがあって、一体的
な工事管理により効率化、例えば工期の短縮、経費削減を図ること
が可能になるうえ、学校を運営しながらの工事として第三者への影
響を軽減することにもつながることから、「市川市立塩浜学園外構・
校庭整備工事」をすでに受注している工営建設（株）と地方自治法
施工令第167条の2第1項6号による随意契約を行ったものです。

なお、随意契約に伴い、随意契約方式により工事を発注する場合
の間接工事等の調整を行った積算による設計金額とし、1度目の見積
合せでは予定価格を上回っていたため、再度の見積合せにて決定し
たものです。

(参考)

4回目の入札予定価格（設計金額） ¥114,760,000－（税抜）

随意契約の入札予定価格（設計金額） ¥102,660,000－（税抜）

回答用紙

件名 国府台公園野球場整備工事

整理番号 工事 24

回答 スポーツ課

(審議案件抽出理由)

公募型プロポーザルの公告から選考過程及び随意契約の締結までの経緯について説明願いたい。

(公告、実施要領等については市川市ホームページより閲覧できたため、公募から契約締結までの全体的な流れを説明願います。)

(回答)

本工事は、設計・施工一括発注の公募型プロポーザルとして公告し、参加者や配置技術者の所有資格並びに実績などを評価する一次選考と、本工事の設計や施工に関する技術的な提案並びに本工事に対する提案価格を評価する二次選考を経て、優先交渉権者として特定された者と、随意契約を締結しております。

契約締結までの流れとしましては、公告後に一次選考について、質問の受付と回答の公表を行いました。その後、一次選考として、参加表明書等提出書類を評価要領に基づき事務局にて採点、本市職員と外部学識経験者により組織された国府台公園野球場整備工事に係る受注者選考委員会（以下「委員会」という。）による審査を行い、結果を参

加表明者へ通知しました。次に、二次選考について、質問の受付と回答の公表を行いました。その後、技術提案書等提出書類についてプレゼンテーションとヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を実施し、提出書類とプレゼンテーション結果を評価要領に基づき、委員会が審査いたしました。その審査結果を本市資格審査会に諮り、承認を得た後、優先交渉権者として特定いたしました。その後、優先交渉権者と、技術提案書に記載された事項や要求水準について協議を行い、合意を得たことから、見積書を徴収した上で仮契約を締結し、本市市議会（令和2年12月定例会）において承認され、契約締結となったものです。

抽出案件回答用紙

令和3年7月16日

市川市財政部契約課 皆田・山口宛 (FAX 047-712-8757)

氏名 栗林 隆

令和3年度第1回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

<input checked="" type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 委託 No.	23	<input checked="" type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 委託 No.	24
--	----	--	----

(選んだ理由をご記入ください)

No. (23)

落札金額 1,600,000,000 円の巨額の改修工事である。入札業者が前田建設工業(株)の1社のみである理由が推定できれば開示してほしい。

次に、1回目入札において予定価格を超過し失格となった後に、2回目の入札において98.7%の高率で落札している。入札業者が1社のみであるので、本件入札は競争原理が機能していないように思われるが、入札額の積算計算の推定プロセス等をわかる範囲で開示してほしい。

No. (24)

落札金額 2,454,000,000 円の巨額の整備工事である。随意契約に関しては、資料24において概要が記されているが、詳細なプロセスを開示してほしい。

回答用紙

件名 市川市文化会館舞台設備等改修工事

整理番号 工事 23

回答 設計監理課

(審議案件抽出理由)

1. 落札金額 1,600,000,000 円の巨額の改修工事である。入札業者が前田建設工業(株)の 1 社のみである理由が推定できれば開示してほしい。

2. 1 回目入札において予定価格を超過し失格となった後に、2 回目の入札において 98.7%の高率で落札している。入札業者が 1 社のみであるので、本件入札は競争原理が機能していないように思われるが、入札額の積算計算の推定プロセス等をわかる範囲で開示してほしい。

(回答)

1. 本件入札前に市川市文化会館大規模改修工事（以下、「大規模改修工事」という。）の施工業者は前田建設工業株式会社で決定しておりました。また、大規模改修工事とは、ホール客席部分の内部改修が主であり、本件舞台設備工事と大規模改修工事部分は十分にすみ分けが可能であると考え、工種別発注の原則に基づき、一般競争入札での執行を行いました。

しかしながら、入札時には既に前田建設工業株式会社が大規模改修工事に着手しており、各工事間での調整等も必要なこと及び、限

られた空間、搬出入ルート等で工事を進める条件となる特性上、結果として入札業者が1社となったと推定しております。

2. 入札参加業者が1社ではありますが、一般競争入札により広く公募していることから、競争性は確保していると判断しております。
また、入札額の算定に関しましては、専門性の高い舞台設備のため、専門業者による見積を採用したと推定しております。再度入札時の入札額の算定に関しては、見積の照査を、より詳細に行ったものと思われます。

回答用紙

件名 国府台公園野球場整備工事

整理番号 工事 24

回答 スポーツ課

(審議案件抽出理由)

落札金額 2,454,000,000 円の巨額の整備工事である。随意契約に関しては、資料 24 において概要が記されているが、詳細なプロセスを開示してほしい。

(回答)

本工事は、設計・施工一括発注の公募型プロポーザルとして公告し、参加者や配置技術者の所有資格並びに実績などを評価する一次選考と、本工事の設計や施工に関する技術的な提案並びに本工事に対する提案価格を評価する二次選考を経て、優先交渉権者として特定された者と、随意契約を締結しております。

契約締結までのプロセスとしましては、本市職員と外部学識経験者により組織された国府台公園野球場整備工事に係る受注者選考委員会（以下「委員会」という。）に資格要件や技術提案内容、評価要領など承認されたものを、本市資格審査会で諮り決定しております。公告後は、一次選考について、質問の受付と回答の公表を行いました。その後、一次選考として、参加表明書等提出書類を評価要領に基づき事務

局にて採点、委員会による審査を行い、結果を参加表明者へ通知しま
した。次に、二次選考について、質問の受付と回答の公表を行いまし
た。その後、技術提案書等提出書類についてプレゼンテーションとヒ
アリング（以下「プレゼンテーション」という。）を実施し、提出書類
とプレゼンテーション結果を評価要領に基づき、委員会が審査いたし
ました。その審査結果を本市資格審査会において諮り、承認を得た後、
優先交渉権者として特定いたしました。その後、優先交渉権者と、技
術提案書に記載された事項や要求水準について協議を行い、合意を得
たことから、見積書を徴収した上で仮契約を締結し、本市市議会（令
和2年12月定例会）において承認され、契約締結となったものです。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年7月6日

氏名 川村 延彦

1. 今期（令和3年度第1回）の入札審議対象の案件の内、建設工事44件の内5件が、又、業務委託6件の内1件（計6件）が「随意契約」により実施されている。入札制度の「競争性」を確保する観点から、「随意契約」は、必ずしも好ましい方式とは考えにくい。
2. 一般競争入札の方式によっても、抽出した建設工事No.32以外にも再度入札の実施日に「辞退」がされて、競争性がなくなっている案件がNo.26などにも認められる。再度入札期日の実施にあたり、強制を確保する方途は考えられないか。
例えば、第1回目と第2回目の期日間隔の工夫や「辞退」や「未入札」に対するヒヤリングの実施などを行い、「競争性」の確保を工夫すべきではないか。

(意見内容)

1. 今期（令和3年度第1回）の入札審議対象の案件の内、建設工事44件の内5件が、又、業務委託6件の内1件（計6件）が「随意契約」により実施されている。入札制度の「競争性」を確保する観点から、「随意契約」は、必ずしも好ましい方式とは考えにくい。

2. 一般競争入札の方式によっても、抽出した建設工事No.32以外にも再度入札の実施日に「辞退」がされて、競争性がなくなっている案件がNo.26などにも認められる。再度入札期日の実施にあたり、強制を確保する方途は考えられないか。例えば、第1回目と第2回目の期日間隔の工夫や「辞退」や「未入札」に対するヒヤリングの実施などを行い、「競争性」の確保を工夫すべきではないか。

(回答)

1. 令和3年度第1回入札監視委員会における入札審議対象案件のうち、随意契約となった案件6件のうち1件は公募型プロポーザルを経て契約締結していることから、競争性は確保されているものと考えています。このため、これを除く5件の随意契約について、ご説明いたします。

ご指摘のとおり、競争性確保の観点から、随意契約は必ずしも好ましい方式ではないと考えますので、本市では、可能な限り一般競争入札を実施しているところです。

しかしながら、今回随意契約となった5件については、複数回の入札を経ても落札に至らなかったもの、設備故障に伴い緊急工事が必要となったもの、設計業務を実施したものでなければ履行不可能な工事監理業務など、いずれもやむを得ない事由による随意契約であったものと考えています。

今後につきましては、不調に伴う随意契約については、その不調原因を分析するとともに、改善すべき点があれば今後の発注方法に反映することで入札不調を回避し、随意契約の削減と競争性の確保に努めてまいりたいと考えます。

2. 再度入札における参加の強制の確保につきまして、一般競争入札が参加の意思は事業者によって決定できるものであるため、再度入札においても同様の在り方であるべきものと考えます。また、再度入札については、当該入札において予定価格の範囲内の価格の入札がないときに行うものであることから、1回目入札時における最低の入札金額よりも更に低い価格による札入れを要することとなります。各事業者により採算の取れる価格の下限は異なるため、再度入札へ強制参加させた場合、事業者によっては、契約履行の品質を落とす、また、労働者へ不適切な賃金水準で支払いをするなどのしわ寄せが生じるといった、ダンピング受注の温床となる懸念があります。

これらのことから、再度入札における参加の強制の確保につきましては、契約の適正な履行及び品質の確保や労働者等へのしわ寄せを防ぐといった観点から現実的ではないものと考えます。

また、再度入札の期日間隔につきましても、技術者確保の観点から、期間を長く設けるほど該当案件に配置する技術者を確保し続けなければならないといった問題が生じることから、事業者にとって再度入札の期間を長く設けることは必ずしも入札参加を促すものと

はなり得ない恐れがあると考えております。ただし、大型案件における再度入札においては、事業者における再度の積算に相当期間を要すると考えられることから、通常案件と比較して再度入札の期間を長く設けるなど柔軟に対応しており、今後も引き続き対応していきたいと考えております。

なお、事業者に対するヒヤリングにつきましては、複数回の公告にも関わらず不調となるような案件について、事業者へのヒヤリングを実施しているところではありますが、今後もヒヤリングによりどのような理由から辞退や未入札としたのかということを一定程度把握することはでき得ると考えられることから、今後も対応を検討してまいりたいと考えております。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年7月6日

氏名 染野 光宏

発注建設工事等一覧、競争参加資格停止一覧表については、特に意見はありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年7月16日

氏名 栗林 隆

その他のコメントはありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年9月16日

氏名 川村 延彦

回答に関し意見等はありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年9月7日

氏名 染野 光宏

1. 「工事12」について

全体としての流れを理解できました。

- (1) 1回目から3回目までの入札業者は各々1社のみ、4回目は入札なし、とのこと。

1回目から3回目までの入札参加業者の中には、同一業者が含まれているのかどうか。(注)

- (2) 先行する「市川市立塩浜学園外構。校庭整備工事」を受注している工営建設(株)は、4回目までに何故入札参加をしなかったのか。(注)

2. 「工事24」について

一次選考と二次選考を経て、受注者先行委員会→本市資格審査会→本市市議会による承認→契約締結という流れが理解できました。

- (注) 「意見書」ではありません。申し訳ありません。
私の疑問点です。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年9月8日

氏名 栗林 隆

工事23

「質問」

工種別発注の原則を見直して、大規模改修工事として一括入札したほうが効率的ではないか？

「意見」

一般競争入札そのものが、競争性を担保する制度であることは理解している。工種別発注の原則に基づく本件工事の特殊事情を勘案すると、入札が前田建設(株)1社のみ归结するのは、当初から推測できたと思われる。この点から、一般競争入札が名目的な位置づけに後退している点は否めないように感じる。

工事24

「意見」

随意契約の詳細なプロセスの開示を受け、適切な契約と判断できる。

市川市入札監視委員会 意見書 回答用紙

回答 契約課

(意見内容)

工種別発注の原則を見直して、大規模改修工事として一括入札した
ほうが効率的ではないか？

(回答)

工種別発注につきまして、御意見いただきましたとおり、一括入札とした場合、入札事務の観点からは事務削減となる等の効率化が図られるものと考えます。

しかしながら、本市としましては、入札本数が一括入札とした際に発注工種に偏りが生じ、当該許可を保有する特定の事業者のみしか入札に参加できなくなるなど、公平な入札参加の機会を阻害する恐れがあることから、可能な限り工種別発注を原則とし、工種毎に事業者が入札参加できるように取り組んでおります。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年11月8日

氏名 川村 延彦

工事 23 について、栗林委員は、

「本件工事の特殊事情から、入札者が前田建設一社のみを帰結するのは、当初から推測できたと思われる」と指摘されている。

この点について、「契約課」の当時の認識はどうだったのでしょうか？
若し、栗林委員と同様な認識であったとしたら、競争性の確保の観点から市としては一般競争入札が名目的な形骸化されないようにするための何らかの手当（具体的方途が思い浮かばず申し訳ありませんが）を検討のうえ対処するのが相当と考えます。

(意見内容)

工事 23 について、栗林委員は、「本件工事の特殊事情から、入札者が前田建設一社のみ
に帰結するのは、当初から推測できたと思われる」と指摘されている。

この点について、「契約課」の当時の認識はどうだったのでしょうか？

若し、栗林委員と同様な認識であったとしたら、競争性の確保の観点から市としては一般競争入札が名目的な形骸化されないようにするための何らかの手当（具体的方途が思い浮かばず申し訳ありませんが）
を検討のうえ対処するのが相当と考えます。

(回答)

本件は発注に際し、公告文に定める入札参加資格を満たす事業者が 39 社存在することを確認したうえで発注いたしました。

そのため、設計金額 1 億 8 千万円を超える場合の業者基準数である 15 社を十分に上回っていたことから、入札の競争性に関して十分に確保できたものと認識しております。

本件につきましては、結果として 1 社のみ入札参加となりましたが、今後も発注に際しましては競争性の確保を念頭に入れたうえで、各案件における規模や施工内容に応じ、適切な発注としてまいりたいと考えております。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年11月8日

氏名 染野 光宏

回答に対し、意見等はありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年11月10日

氏名 栗林 隆

回答に関し意見等はありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年12月10日

氏名 川村 延彦

格別の意見はございません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年12月3日

氏名 染野 光宏

回答に対し、意見等はありません。

市川市入札監視委員会 意見書

令和3年12月6日

氏名 栗林 隆

回答に関し意見等はありません。